

岡山大学自然生命科学研究支援センター設備・技術サポート推進室内規

平成28年 9月30日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学自然生命科学研究支援センター規程（平成16年岡大規程第83号）第6条第6項の規定に基づき、岡山大学自然生命科学研究支援センター設備・技術サポート推進室（以下、「推進室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、研究設備（以下、「設備」という。）の効率的な配備に関し、共同利用及びリユースの推進を図るとともに、設備に関する技術の提供及び教育支援を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 設備の効率的配備、共同利用及びリユースの促進に関すること。
- 二 設備に関する技術教育の支援に関すること。
- 三 計測・分析技術の提供及び開発研究並びにこれらの情報の収集・提供に関すること。
- 四 その他推進室の目的を達成するために必要な事項

(職員)

第4条 推進室に次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 室長
- 二 自然生命科学研究支援センターの教員
- 三 設備サポートコーディネーター
- 四 設備サポートマネージャー
- 五 その他必要な職員

2 職員は、室長の命を受け、推進室の業務に従事する。

(運営会議)

第5条 推進室に、推進室の運営に関する重要事項を審議するため、岡山大学自然生命科学研究支援センター設備・技術サポート推進室運営会議（以下、「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 推進室の事務は、自然系研究科等事務部の協力を得て、研究交流部研究交流企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか，推進室に関し必要な事項は，室長が別に定める。

附 則

この内規は，平成28年10月1日から施行する。